

Public Health Nursing Specialist



of Japan Academy of Public Health Nursing

日本公衆衛生看護学会

認定専門家になりませんか？

日本公衆衛生看護学会認定専門家とは？

日本公衆衛生看護学会認定専門家(Public Health Nursing Specialist of Japan Academy of Public Health Nursing)とは、日本公衆衛生看護学会が認定した公衆衛生看護の実践・教育・研究の発展に貢献する公衆衛生看護の専門家です。

認定条件

次の要件をすべて満たしている方です。

- ・ 公衆衛生看護の実践・教育・研究の領域で10年以上の経験がある方。
- ・ 日本公衆衛生看護学会会員歴が3年以上の方。
- ・ 所定のポイントが200ポイント以上ある方。(裏面参照)

申請期間

2023年10月16日(月)～12月22日(金)(毎年同時期に申請受付)

審査方法

書面審査

申請費用

10,000円

認定有効期間

認定後5年間

登録時に、認定書と認定バッジを交付いたします。



認定バッジ



日本公衆衛生看護学会HP

※ 認定制度の詳細は、日本公衆衛生看護学会のホームページをご覧ください。



認定専門家認証制度について

目的

会員の公衆衛生看護の専門能力に関わる知識、技術、態度について評価し、その能力を有するものを日本公衆衛生看護学会認定専門家と認定することにより、会員の公衆衛生看護の専門能力に関する自己研鑽への意欲と質の向上を図る。

評価方法

- ① 公衆衛生看護の実践・教育・研究の領域で10年以上の経験があり、公衆衛生看護の実践活動や教育、研究に携わっている方。
- ② 日本公衆衛生看護学会会員歴3年以上の方。
- ③ 別表1、別表2のポイントの合計が200ポイント以上である方。

別表1 日本公衆衛生看護学会における活動

項目	点	
学術論文	本学会論文筆頭著者1件につき	60
	本学会論文共同著者1件につき	30
	本学会依頼論文、報告論文筆頭著者、共同著者1件につき	20
学術集会参加、運営	本学会学術集会シンポジウム及び講演、セミナー、パネルディスカッションの演者1件につき	30
	本学会学術集会シンポジウム及び講演、セミナー、パネルディスカッションの座長1件につき	10
	本学会学術集会一般演題、及びワークショップ筆頭演者1件につき	30
	本学会学術集会一般演題、及びワークショップ共同演者1件につき	20
	本学会学術集会参加1回につき	30
	本学会の学術集会における企画委員、実行委員など1件につき	20
研修会参加、運営	本学会主催・共催・後援の研修・セミナーの講師1件につき	30
	本学会主催・共催・後援の研修・セミナーの受講1回につき	10
表彰	本学会での実践表彰1件につき	50
	本学会での論文表彰1件につき	50
研究取り組み	本学会の研究倫理審査への計画書の提出と承認1件につき（研究代表者）	30
	本学会の研究倫理審査への計画書の提出と承認1件につき（研究協力者）	20
学会運営	本学会での代議員1期につき	20
	本学会での役員1期につき	40
	本学会での委員会の委員1期につき	20
	本学会誌の論文の査読1件につき	10
	本学会ホームページに掲載する公衆衛生看護活動に関する活動写真掲載1件につき	30

別表2 その他の公衆衛生看護活動

項目	点	
実践・教育活動	公衆衛生看護領域での就業経験年数10年以上（初回申請時のみ）	20
	業務上の優れた実践活動	20
	職場における優れた現任教育活動	20
	本学会以外の公衆衛生看護活動の表彰1件につき	20
	その他テーマ1件につき	10
他団体での活動	本学会以外の論文筆頭著者、共同著者1件につき	10
	保健師関連6団体での理事・監事、委員会員の活動（5年間で1団体につき1回のみ）	10
	研修会の企画、運営、講師1件につき	10
	保健医療福祉活動に関わる調査研究事業への参画1件につき	10